

職員の公金の不透明な取り扱いと思われる事案についての報告

令和6年5月10日時点

3月29日報道発表しました町職員による公金の不透明な取り扱いと思われる事案について、当該職員への聞き取りを行うとともに内部調査を行い、その結果を取りまとめましたので、調査結果等について報告します。

1. 事案の概要

- (1) 期間 令和3年度 ～ 令和5年度 子育て支援課
平成30年度 ～ 令和2年度 保健福祉課

(2) 件数 301件

(3) 金額 37,869,489円

内訳

- ・高額障害児通所給付費 217件 23,956,800円
- ・重度心身障害者医療費助成金 75件 13,150,980円
- ・その他外部団体預金通帳分
身体障害者協会 5件 306,000円、
喜生の会 4件 455,709円

※件数及び金額は、本人が受領したと認めたもの。

(4) 用途 主にギャンブル費用として消費（本人に対する聞き取りによる）

(5) 方法 当該案件の会計処理のうち重度心身障害者医療費助成金と高額障害児通所給付費については、ほとんどの会計処理が資金前渡で行われており、子育て支援課在課時の支出に係る伝票は、係長及び所属長の決裁を経たものとなっているが、係長及び所属長ともに押印したことを把握していない。それに関わる事務処理も行われていない。また、保健福祉課在課時の支出に係る伝票は、係長、課長補佐及び所属長の決裁を経ていたものの、その際に根拠資料として添付していた書類については架空の内容で作成し、あたかも住民が助成金の申請を行ったかのように装っていた。

その他の外部団体の2団体については、預金通帳と印鑑を、当時の担当者であった当該職員が管理しており、引き出しを行っていた。

2. これまでの経緯

月 日	概 要
2月26日（月）	係長が決裁の覚えのない資金前渡の伝票を目にし、違和感を持つ
2月27日（火）	前日に持った違和感について係長から課長へ共有
3月6日（水）	課長から当該職員へ3月議会の補正予算審議(3/7)に関連してその根拠資料の提示を依頼（提示無し）
3月22日（金）	AM 係長が前月と同様の支出が3/22にも行われていることを確認 係長から当該職員へ高額障害児通所給付費の流れについて説明を求める 午後に説明するとの回答あり 状況を係長から課長へ報告 PM 当該職員が外出し不在であったため、説明を受けられず
3月23日（土）	AM 課長から当該職員へ電話。給付費の流れについて説明を受けたいので、休日であるが出勤できないか依頼 本日は難しい為、明日の10時に子育て支援課で説明すると約束をする
3月24日（日）	課長から当該職員へ連絡するも体調不良の為出勤できない旨の返答 子育て支援課で課長と係長が状況確認を行う 休日出勤していた総務課長補佐へ状況の説明および相談
3月25日（月）	当該職員から課長宛てに体調不良の為出勤できない旨の連絡がある 課長から総務課長へ報告 課長等複数職員で当該職員宅へ 死をほのめかすようなことを発するため、課長から総務課長へ連絡し、総務課長が保健師及び警察へ応援を要請 医療保護入院のため、島外医療機関へ空路移送 町長室にて経緯説明 参加：町長・副町長・総務課長・会計課長・子育て支援課長
3月26日（火）	関係職員協議 内部調査（町長公務出張）
3月27日（水）	関係職員協議 内部調査（町長公務出張）
3月28日（木）	町長帰庁後関係職員協議 臨時課長会開催、議長・副議長へ報告、県市町村課へ一報
3月29日（金）	議会議員を招集し概要説明 町HP及び大島支庁記者クラブへ公表（報道発表）
4月4日（木）	弁護士との対応協議

4月11日（木）	入院先の施設内にて当該職員に対し聞き取り 公金の詐取等について認める
4月19日（金）	弁護士との対応協議
4月22日（月）	懲戒処分に関する審査委員会（第1回）を開催 事案概要の確認と当該職員の処分案を協議
4月24日（水）	弁護士同伴のもと、入院先の施設内にて当該職員に対し処分案の内容 を伝え、弁明等について確認を行う
4月25日（木）	懲戒処分に関する審査委員会（第2回）を開催 当該職員を懲戒免職とすることを決定
4月26日（金）	当該職員を懲戒免職処分とする
5月7日（火）	議会議員に対し、調査結果等について説明
5月10日（金）	報道発表（記者会見）

3. 刑事告訴

刑事告訴するため、告訴状の作成を弁護士に依頼しています。

4. 事案の原因について

（1）担当事務の固定化

平成29年度から令和2年度までの保健福祉課在課時において、担当事務の変更がないまま当該職員が障がい者福祉に関する事務を担当させていたが、令和3年度に子育て支援課に異動してからも、障がい児福祉に関する事務を担当させていた。

（2）会計処理上の問題

通常、公金を支出する場合は、原則口座振替による支払いを行っているが、当該案件においては、資金前渡による支払いが行われており、当該職員が指定金融機関の窓口で現金により受け取っていた。

（3）内部統制の問題

管理監督職員及び会計管理者等が、知名町会計規則に定めるとおりの職務を行わず、印鑑や資金前渡払い出し票の管理責任、使用に関するチェック及び予算の執行管理機能を果たしていなかった。

5. 再発防止への取り組み

事案発覚後からの対応

従 来	現在の対応
各課長名の公印については、各課で管理していたため、所属職員は時間外でも自由に押印することができた。	各課長名の公印については、時間外は必ず鍵のかかるキャビネット等に保管することとし、使用する場合は所属長が必ず確認したうえで押印している。

6. 終わりに

今回の事案につきまして、6年間にもわたる長きにおいて不正を繰り返していましたことは、町民の皆様のご信頼を著しく損ねる行為であるとともに、知名町の名誉と信用を失墜させる行為であります。町政を預かる町長として責任を痛感しております。

知名町民の皆様、関係者の皆様、そして鹿児島県をはじめとする関係機関の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

町としましては、今後の対応につきまして弁護士に相談をしているところであり、速やかに必要な措置をとってまいります。

今回の事案では、会計処理や事務処理の進め方に対するチェック体制に原因と課題があると認識しております。今回の事案を知名町役場の組織全体の課題にとらえ、私を含めた全職員が法令や公務員倫理等の遵守を再度強く認識し、二度とこのような事案が発生しないよう、業務の改善と職員の指導を含めた抜本的な取組を進めてまいります。一日も早い皆様のご信頼回復に努めてまいります。